

供託ねっと

供託かんたん申請

証明書請求

供託申請

処理状況照会

パスワード更新

申請者情報変更

申請者情報抹消

ヘルプ

ダウンロード
(ソフトウェア)
(操作手引書)

ご利用環境

FAQ
・
お問い合わせ

ログアウト



Step 1-1 申請情報の入力

[手続についてを表示](#)

供託書（金銭供託）裁判上の保証及び仮差押、仮処分解放金

供託所の表示		〇〇法務局		供託所選択	
供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	甲県乙市丙町一丁目1番1号			
	氏名又は法人名	甲山太郎		会社法人等番号（供託者） - - ※登記された法人の場合は入力をお願いします。	
	代表者（資格・氏名）又は代理人（住所・氏名）	〇入力なし 〇代表者 ●代理人 代理人 甲県乙市丙町二丁目2番2号 乙山次郎		会社法人等番号（代理人） - - ※登記された法人の場合は入力をお願いします。	
被供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	甲県乙市丙町三丁目3番3号			
	氏名又は法人名	丙川三郎			
法令条項		民事保全法第14条第1項			
裁判所の名称及び件名等	〇〇地方裁判所 支部 令和2年（三）第10号 不動産仮処分命令申立事件				
	当事者	〇原告 〇申請人 ●債権者 供託者 〇被告 〇被申請人 ●債務者 被供託者			
供託の原因たる事実	〇訴訟費用の担保 〇仮執行の担保 〇仮執行を免れるための担保 〇強制執行停止の保証 〇強制執行取消の保証 〇強制執行続行の保証 〇仮差押の保証 〇仮差押取消の保証 ●仮処分の保証 〇仮処分取消の保証 〇仮差押解放金 〇仮処分解放金 〇その他				
供託金額	300000 円				
☒ 送付する添付書面あり					
☐ 登記事項証明書を提示する。 登記事項証明書の提示省略を希望しない場合にチェックしてください。この場合には、供託所に登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）を別途送付してください。 ※申請人又は代理人が登記された法人である場合において、当該法人の登記が完了していないときは、登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）を提示していただく必要があります。					
☐ 書面の供託書正本の窓口交付を請求する。 ☒ 書面の供託書正本の送付(注)を請求する。 (注)書面の供託書正本の送付を請求する場合は、供託所宛てに、返信用の郵便切手等付きの封筒を、この供託書の送信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。					

会社法人等 番号 複数入力	※登記された法人が複数ある場合には、左側の入力欄に入力をお願いします。 【入力方法】複数の会社法人等番号を入力する場合は、1 番号ごとに改行してください。 半角12桁で入力し、'-'（ハイフン）は入れないでください。 （記載例）123456789010 また、会社法人等番号（供託者）欄・会社法人等番号（代理人）欄に入力した 会社法人等番号は入力しないでください。
備考	
☐ 補正のコメントを受領したので 補正申請として申請する。	補正対象申請番号 (申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、 補正対象となる申請番号（初回の申請番号）を入力してください。)

連絡先情報（申請者情報登録で登録された情報）

氏名	乙山次郎
連絡先電話番号	12-3456-7890

通信（連絡・コメント）欄

供託所宛のメッセージは、こちらに記載してください。

次へ

戻る（供託申請メニュー）